

令和9年度山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業貸与予定者募集要項

本事業は、山形県内に所在する病院（以下「県内の病院」といいます。）に一定期間勤務することを返還免除条件として、奨学金の返還に必要な資金（以下「返還資金」といいます。）を貸与することにより、病院薬剤師を確保することを目的とする事業です。

令和9年度新規採用、令和8年度の中途採用を目指して就職活動中の方で、令和9年度からの返還資金貸与を希望される方を貸与予定者として募集するものです。

勤務を開始してからの募集はしておりませんので、ご注意願います。

1 貸与予定者の応募資格

貸与を希望される方は、次の①から⑤に掲げる条件のすべてを満たしていることが必要です。

①アからウまでのいずれかを満たすこと

ア 大学、大学院（以下「大学等」といいます。）を卒業又は修了し、薬剤師免許を取得していること

イ 大学等を卒業又は修了し、令和8年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

ウ 令和8年度に大学等を卒業又は修了する見込みで、当該年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

②新たに県内の病院に薬剤師として勤務する意思を有していること

※ 就職活動中の募集のため、病院の内定がなくても応募可能です。

③大学等在学中に奨学金*の貸与を受けており、返還残額があること

※ 対象となる奨学金

➤ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金

➤ その他の貸与型奨学金のうち、返還免除条件がない又は、返還免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、知事が適当と認める奨学金

④奨学金返還が開始している場合、返還の滞納がないこと

⑤申込時点において山形県内において薬剤師として勤務していないこと

2 貸与額

貸与を受ける年度ごとに、返還する奨学金の額に相当する額（ただし、当該年度において県内の病院に勤務した月数×5万円を上限とします。）

（例）令和9年4月から県内の病院に勤務し、令和9年度中に奨学金を70万円返還した場合、返還額70万円が上限額である月5万円×勤務月数12月＝60万円を上回るため、貸与額は60万円となります。

3 貸与期間

令和9年4月から、大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた期間に相当する期間に達するまで（最大6年間）

休業等、県内の病院薬剤師として一時的に勤務しない期間は、貸与を休止する場合があります。

（例1）4年間奨学金の貸与を受けた場合 ⇒最大4年間の貸与

（例2）大学、大学院の計8年間奨学金の貸与を受けた場合 ⇒最大6年間の貸与

4 募集人数

30名程度

5 提出書類

- ①山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与予定者申請書（別記様式）
- ②履歴書（提出日6か月以内に撮影した本人の写真（縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・正面向き）を貼付してください。）
- ③奨学金貸与証明書又はこれに準じる書類
- ④大学等における学業成績を証明する書類（**薬剤師免許未取得者のみ**）
- ⑤在学証明書又は卒業証明書（**薬剤師免許未取得者のみ**）
- ⑥薬剤師免許の写し（**薬剤師免許取得者のみ**）
- ⑦作文

題名：薬剤師として山形県内の病院に勤務することを希望する理由と将来目指す薬剤師像 字数：400字以内

※申請者が指定様式に自筆で記入すること。

※作文が提出されない場合、他の提出書類が全て揃っていても申請を受理しません。

6 募集期間及び提出先

(1) 募集期間

募集開始	募集締切日	決定予定	備考
令和8年 4月1日（水）	【1次締切】 令和8年8月31日（月）	【1次決定】 令和8年9月下旬	2次募集については、1次決定の結果、枠に余裕があった場合にのみ実施する。 2次募集の有無については、HPで発表する。
	【2次締切】 令和8年10月30日（金）	【2次決定】 令和8年11月下旬	

HP <https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/yakuji/yakuzaishikakuho/index.html>



(2) 提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部健康福祉企画課 薬務担当
TEL 023-630-2333（直通）

※原則、郵送により提出してください。（募集締切日の消印まで有効。）

※やむを得ず、直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の9:00～16:30まで受付します。

※封筒の前面に朱書きで「山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与予定者申請書在中」と記載

※大学等での取りまとめは予定していないため、応募される方は、提出先まで直接提出

7 選考

奨学金の返還額や学業成績、県内の病院に就業する意欲等、提出書類の内容及び面接等の結果を総合的に勘案し、貸与予定者を決定します。

8 貸与予定者の決定及び返還資金の貸与時期

7の選考結果は、貸与予定者として決定されたか否かにかかわらず、決定予定時期に、申請のあった方全員に通知します。

貸与予定者として決定された方へ返還資金貸与決定申請書等関係書類を送付します。県内の病院への勤務開始後、貸与決定申請書を提出し、正式に決定を受けなければ、返還資金の貸与を受けることはできません。

なお、貸与決定申請の際は、連帯保証人2名が必要です。うち1名は原則として申請者の父母、親権者又は後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）とする必要があります。同一世帯から2名を連帯保証人と

することはできません。

また、返還資金の第1回目の貸与は、令和10年1月に行う予定です。

9 返還

(1) 返還債務の発生

貸与期間が終了した場合や以下の事由により貸与を打ち切られた場合、貸与した返還資金及び利息の額を全額返還しなければなりません。

<貸与が打ち切りとなる事由>

- ・貸与を受けた者の責に帰する事由により、勤務する病院から免職の処分を受けたとき
- ・自己都合により、県内の病院において薬剤師の業務を行うことができないとき
- ・奨学金の返還を滞納したとき
- ・偽りその他不正の手段により返還資金の貸与を受けたとき
- ・返還資金の貸与を辞退したとき
- ・その他貸与を受けた者が返還資金の貸与の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

(2) 返還債務の額

貸与金額総額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合計した額

(3) 返還期限

返還事由が生じてから、6か月間以内

10 返還の猶予及び免除について

(1) 返還の猶予

貸与期間終了後に、次の事由に該当している場合、その間の返還資金の返還は猶予されます。

- ・返還資金の貸与期間終了後、引き続き薬剤師として県内の病院その他知事が認める施設に勤務しているとき
(例) 県外の医療機関で専門薬剤師資格取得のための研修を受けている場合や公立病院に勤務した後、人事異動により保健所などに行政薬剤師として勤務している場合
- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により返還資金を返還することが困難であると認めるとき
(例) 心身の故障のため病院に勤務していないとき

(2) 返還の免除

貸与を受けた者が返還資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間、引き続き県内の病院で薬剤師の業務に従事したときは、返還資金の返還が免除されます。

11 その他

(1) 貸与予定者の辞退及び決定取り消しについて

貸与予定者として決定された後に、県内の病院以外への就職が決定した場合等、1の応募資格を満たさないと認められるときは速やかに辞退届を提出してください。

また、辞退届の提出がない場合であって、1の応募資格を満たさないことが明らかになったときは、貸与予定者の決定を取り消します。

(2) 提出書類の返還について

本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。

(3) 注意事項

本事業に関する法令や予算が成立しなかったとき又は成立した内容により、事業の内容が変更され、又は実施が中止される場合があります。

【参考】貸与までの流れ

(例) 令和8年度に大学等を卒業する場合(第1次締切の場合)



- (1) 貸与予定者申請(令和8年4~8月)
- (2) 選考(応募状況により実施)
- (3) 貸与予定者決定(令和8年9月下旬)
審査の上、貸与予定者を決定し、通知します。
- (4) 薬剤師国家試験の受験~大学等の卒業~県内の病院での勤務開始
- (5) 貸与申請(就職後)
貸与予定者の方に事前に返還資金貸与決定申請書等関係書類を送付します(2月頃)ので、県内の病院に就職後、貸与を受ける場合は申請書等を提出してください。
- (6) 貸与決定(令和9年6月頃)
審査の上、貸与を決定し、通知します。併せて、返還資金貸与額申請書等関係書類を送付します。
- (7) 奨学金の返還開始(日本学生支援機構奨学金の場合:令和9年10月)
- (8) 返還資金貸与額申請(令和9年11月)
- (9) 貸与額決定(令和9年12月頃)
審査の上、貸与額を決定し、通知します。
- (10) 貸与(令和10年1月)
決定した返還資金額を指定の口座に振り込みます。
- (11) 就業実績報告(令和10年4月)
就業実績報告書及び前年度の奨学金返還額を報告してください。
- (12) 返還資金の免除申請又は返還資金の返還
 - ア 県内の病院での勤務期間が貸与年数の1.5倍に達した場合、返還免除申請をしてください。審査の上、返還資金の返還を免除します。
 - イ 9(1)に掲げる理由により返還資金の返還債務が生じた場合は、所定の手続に従い、貸与を受けた返還資金を返還してください。